

# 下水道事業の公営企業会計への移行について

1. 公営企業会計への移行の経緯
2. 公営企業会計の主な特徴
3. 公営企業会計移行により期待される主な効果
4. 公営企業会計移行に向けた条例の制定

# 1. 公営企業会計への移行の経緯(1)

## 本市下水道事業のこれまでの経過

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 昭和42年度(1967年度) | 公共下水道事業計画の事業認可取得<br>公共下水道整備開始    |
| 昭和44年度(1969年度) | 下水道事業特別会計設置                      |
| 昭和47年度(1972年度) | 下水道条例制定<br>公共下水道供用開始(下水道使用料徴収開始) |
| 昭和62年度(1987年度) | 下水道処理人口普及率100%を達成                |
| 平成27年度(2015年度) | 下水道施設の長寿命化対策事業を開始                |

※令和3年度(2021年度)からストックマネジメント事業に発展的に移行

## 下水道施設の老朽化に伴う施設の維持管理に要する費用の今後の増加可能性

管きょ(下水道管等)布設延長 約560km

- ・建設後30年を超えたものが9割超(令和3年3月31日時点)
- ・今後は昭和50年代までに集中的に整備を行った管路が、管渠の標準耐用年数である50年を超過し老朽化が急速に進行(劣化が進行していなければ、そのまま使い続けることが可能)

今後30年間の更新費 総額で約636億円(1年当たり平均21億2,000万円)

※調布市公共施設等総合計画(平成29年3月策定)より

## 歳入の約6割を占める下水道使用料収入の今後の推移

本市の将来人口推計等を踏まえると、中長期的には減少していく見込み

→更なる中長期的な視点に立った経営を行う必要性が増大

# 1. 公営企業会計への移行の経緯(2)

## 国の動向

全国的に厳しさを増す経営環境（老朽化に伴う更新投資の増大・下水道使用料収入の減少）

平成27年1月 総務省から公営企業会計適用推進（地方公営企業法適用）の要請

【対象】人口3万人以上の地方公共団体

【重点事業】下水道事業及び簡易水道事業

【要請時期】令和2年4月までの適用

## 本市の公営企業会計適用に向けた検討

平成27年度 公営企業会計適用先行団体等の調査，移行手順の検討

平成28年度 適用に先行して，固定資産台帳整備に着手

平成29年度 令和2年4月から公営企業会計を適用する基本方針を決定  
公営企業会計適用推進連絡協議会を設置し，庁内調整を開始

平成30年度 多摩地域7市間で公営企業会計システムを共同選定  
適用に向けた庁内調整や移行事務を本格的に実施

令和元年度 公営企業会計適用の最終準備年度として，公営企業会計システム稼働，  
例規整備・公営企業会計による予算編成・打切決算など移行事務等を実施

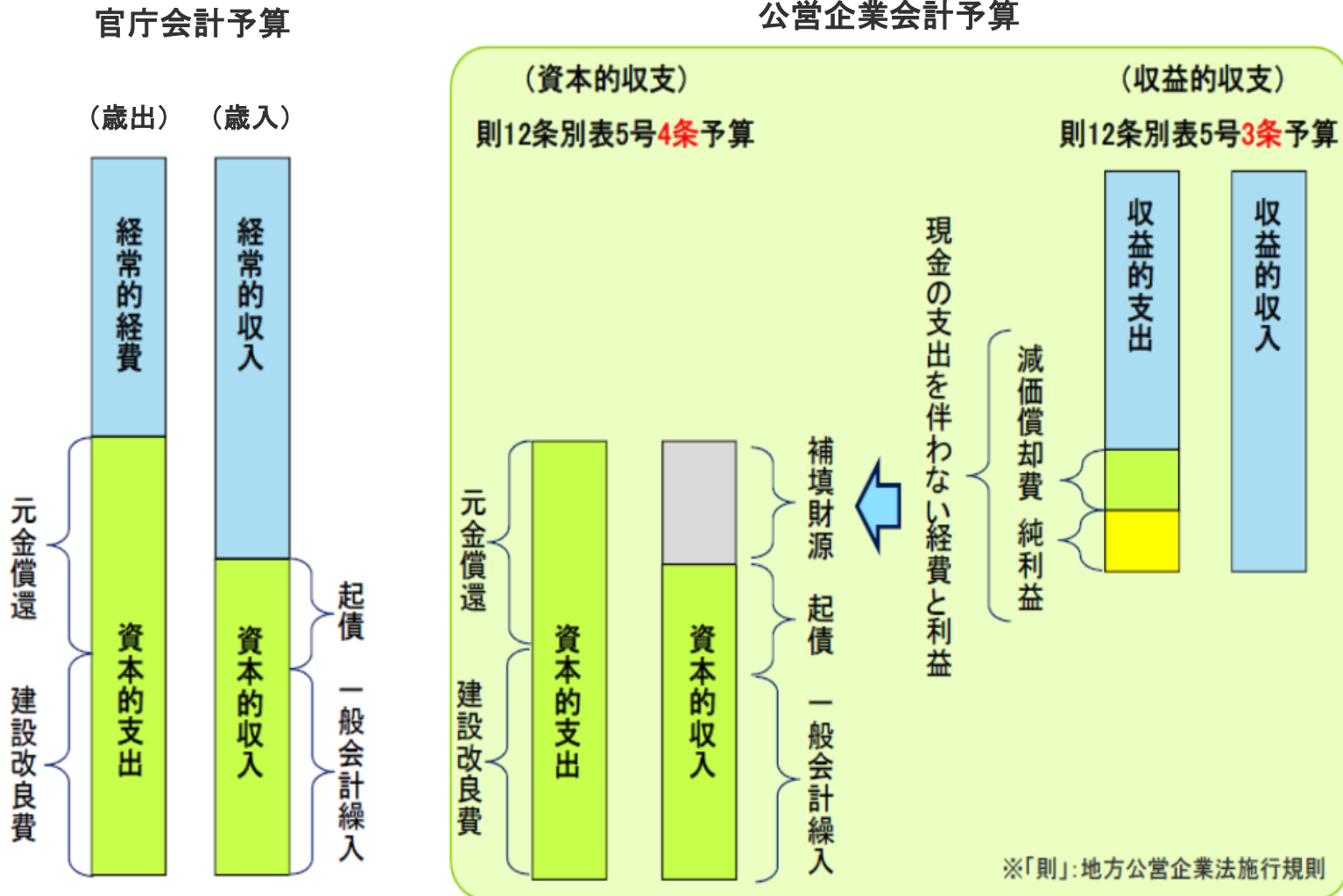
## 2. 公営企業会計の主な特徴(1)

### 官庁会計と公営企業会計の違い

	官庁会計	公営企業会計
認識基準 (会計処理を行う タイミング)	○現金の収入・支出という事実 に基づいて会計処理を行う。 ⇒現金主義	○現金の収支にかかわらず、資産の移 動や費用・収益が発生したという事実 に基づいて会計処理を行う。 ⇒発生主義 減価償却費, 長期前受金戻入などの 非現金収支を計上
記録方式	○単式簿記(現金のみを記録 の対象とする。)	○複式簿記(全ての経済資源を対象とす る。)
予算・決算 の区分	○歳入 ○歳出	○収益的収支(損益取引) ○資本的収支(資本取引) ○貸借対照表や損益計算書など 財務諸表を作成
固定資産評価 の有無	なし	あり ⇒施設の老朽化に関する費用 (減価償却費)を計上
出納整理期間	あり	なし

## 2. 公営企業会計の主な特徴(2)

### 収益的収支と資本的収支



### 3. 公営企業会計移行により期待される主な効果

#### ① 経営状況の明確化

貸借対照表や損益計算書など民間企業と同様の財務諸表を作成することにより、財政状態や経営状況が更に明らかになります。  
また、固定資産情報の把握により将来の更新需要を予測し、中長期的な投資計画や財政計画等の策定に活かすことができるようになります。

#### ② 下水道使用料対象原価の明確化

必要な費用と収益の関係が明瞭になり、経営に収益がどの程度必要なのか判断しやすくなります。  
このため、下水道使用料の対象となる原価が更に明確となり、下水道使用料の水準を検証しやすくなります。

#### ③ 説明責任の向上

予算・決算以外に財務諸表を公表するため、市民や議会に対する説明責任を向上させることができます。

**⇒これらの効果を発揮し、中長期的な視点に立った経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることが、公営企業会計適用の目的**

## 4. 公営企業会計移行に向けた条例の制定(1)

調布市下水道事業の設置等に関する条例の制定により

地方公営企業法に基づく下水道事業を設置し、財務規定等を適用することで、公営企業会計を適用

### 1 地方公営企業とは

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、直接経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼称

下水道事業のほか、水道事業、ガス事業、交通事業、病院事業等も地方公営企業に分類

地方公営企業の経営は、一般会計が負担するものを除き、提供するサービスの対価である料金収入で賄う

### 2 地方公営企業法の位置づけ

地方自治法・地方財政法・地方公務員法の特例を「地方公営企業法」で規定

※経営面において適用される法律が変わることから、条例で調布市下水道事業の設置を規定

(従来)地方財政法に基づく

(今後)地方公営企業法に基づく

なお、下水道法上の下水道事業(公共下水道事業)である点は今後も変わらない

### 3 地方公営企業法と条例の対応

地方公営企業法及び地方公営企業法施行令において、条例で定めるべきものについて条例に規定

## 4. 公営企業会計移行に向けた条例の制定(2)

### 調布市下水道事業の設置等に関する条例の概要(1)

条項目	主な制定内容
第1条 趣旨	地方公営企業法(以下、「法」という。)及び地方公営企業法施行令に基づき、調布市下水道事業の設置及びその経営の基本等について必要な事項を規定
第2条 下水道事業の設置	都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の保全に資するため、法に基づき下水道事業を設置
第3条 法の財務規定等の適用	下水道事業に法の規定のうち財務規定等を適用
第4条 経営の基本	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進する旨の経営の基本原則を規定</li><li>・下水道事業の計画区域面積、計画人口等は、下水道法に規定する事業計画の定めと同一であることを規定</li></ul>
第5条 重要な資産の取得及び処分	予算で定める重要な資産の取得及び処分は、 予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡であることを規定
第6条 賠償責任の免除	調布市下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、(金額の多寡に関わらず)議会の同意を要することを規定



## 4. 公営企業会計移行に向けた条例の制定(3)

### 調布市下水道事業の設置等に関する条例の概要(2)

条項目	主な制定内容
<p>第7条 議会の議決を要する 負担付きの寄附の受領等</p>	<p>以下について、議会の議決を要する旨を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担付き寄附又は贈与の受領のうち100万円を超えるもの</li> <li>・審査請求, 訴えの提起, 和解(訴訟外の和解については100万円を超えるもののみ), あっせん, 調停及び仲裁</li> <li>・損害賠償額の決定のうち100万円を超えるもの</li> </ul>
<p>第8条 会計事務の処理</p>	<p>下水道事業の出納その他の会計事務のうち, 会計管理者に行わせるものを以下のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公金の収納及び支払に関する事務</li> <li>・公金の保管に関する事務</li> </ul>
<p>第9条 業務状況説明書類の 作成</p>	<p>法の規定にある「業務の状況を説明する書類」の作成時期及び記載事項を規定</p> <p>【上半期】11月30日までに作成 前年度決算状況及び当年度の事業概況・経理状況を記載</p> <p>【下半期】5月31日までに作成 予算の概要, 事業の経営方針及び当年度の事業概況・経理状況を記載</p>
<p>附則(施行期日)</p>	<p>令和2年4月1日</p>
<p>附則(その他)</p>	<p>調布市下水道事業特別会計条例を廃止 ※法に基づき, 特別会計(調布市下水道事業会計)を新たに設置</p>

## 4. 公営企業会計移行に向けた条例の制定(4)

### 地方公営企業法の財務規定等適用と全部適用の違い【条例第3条関係】

	財務規定等適用	全部適用
適用規定	総則, 財務, 雑則 の規定を適用	財務規定等に加え 組織, 職員の身分の規定を適用
組織体制	市長部局(現行どおり)	市長部局とは別の組織
管理者	市長(現行どおり)	下水道事業管理者を 原則として設置
職員の身分	地方公務員(現行どおり)	企業職員

### 財務規定等適用を採用する主な理由

- ①経営内容の明確化等の**公営企業会計適用の効果**は、**財務規定等適用でも発揮することが可能**であること
- ②本市の下水道は、**約9割が合流式下水道**。このため、**雨水対策や浸水対策等を行ううえで、市長部局と連携できた方が合理的**であること
- ③本市は、**下水道事業以外に地方公営企業法の適用事業がなく組織統合ができないため**、全部適用をした場合でも、これまでの下水道課をベースとして組織体制を作ることとなる一方で、人事給与計算など他部署で行ってきた事務の移行等が発生し、事務煩雑化や経費負担増加を招くこと